

川島町パートナーシップ宣誓制度導入について

1 パートナーシップ宣誓制度とは

性的マイノリティの方や様々な事情から婚姻関係を結べない方が、お互いをパートナーシップの関係であると宣誓し、町が宣誓した事実を証明する制度。

2 パートナーシップ宣誓制度の目的

一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様な生き方を認め合いながら、だれもが自分らしくいきいきと暮らせる社会の実現を目指す。

宣誓により、法律上の効果が生じるものではないが、お互いがパートナーであるという事実を対外的に証明することで、性的少数者の困難や生きづらさが少しでも軽減し、安心した生活をおくることが期待できる。

3 宣誓することができる方

- ・ 双方が成年である
- ・ 町内在住者もしくは、3ヶ月以内に町内転入予定者
- ・ 双方に配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む）がいない
- ・ 双方が民法に規定されている近親者同士でない
ただし、パートナーシップにある者同士が養子縁組している場合を除く

4 今後のスケジュール

- ・ 男女共同参画推進委員及び人権擁護委員との意見交換
- ・ 要綱、手引きの作成
- ・ パブリックコメントの実施（7～8月）
- ・ 制度導入（9～10月）

5 県内市町村の導入状況（令和3年5月27日埼玉新聞より）

- ・ 導入済12市町
さいたま市、川越市、坂戸市、北本市、鴻巣市、桶川市、伊奈町、越谷市、三芳町、本庄市、行田市、上尾市
- ・ 来年度までに導入予定6市町
- ・ 時期未定で導入予定10市町